

令和3年7月19日
令和6年5月27日改訂

国土交通省グリーン社会実現推進本部設置要綱

1. 2050年カーボンニュートラルの実現、気候危機への対応など、グリーン社会の実現に向け、国土交通省における総合的かつ効果的な環境政策を強力に推進するため、「国土交通省グリーン社会実現推進本部」（以下「推進本部」という。）を置く。
2. 推進本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めたときは、構成員を追加することができる。

本部長	総合政策局長
国土交通大臣	国土政策局長
副本部長	不動産・建設経済局長
国土交通副大臣	都市局長
国土交通副大臣	水管理・国土保全局長
本部員	道路局長
国土交通大臣政務官	住宅局長
国土交通大臣政務官	鉄道局長
国土交通大臣政務官	物流・自動車局長
国土交通事務次官	海事局長
技監	港湾局長
国土交通審議官	航空局長
国土交通審議官	北海道局長
国土交通審議官	観光庁長官
官房長	気象庁長官
総括審議官	海上保安庁長官
総括審議官	官庁営繕部長
技術総括審議官	水資源部長
政策立案総括審議官	技術審議官
公共交通政策審議官	総括監察官
土地政策審議官	国土交通政策研究所長
危機管理・運輸安全政策審議官	国土技術政策総合研究所長
海外プロジェクト審議官	国土地理院長
上下水道審議官	
政策統括官	
政策統括官	
国際統括官	

3. 推進本部の庶務は、関係各局等（特に、技術政策に関する事項については、大臣官房技術調査課及び総合政策局技術政策課）の協力を得て、総合政策局環境政策課において処理する。
4. 推進本部のもとに、各局等環境担当課長クラスを構成員とする幹事会を設置する。
5. 前各号に定めるもののほか、推進本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

附則

1. この要綱は、令和3年7月19日から施行する。
2. 国土交通省環境政策推進本部設置要綱（平成26年3月17日）は、廃止する。

附則

1. この要綱は、令和6年5月27日から施行する。